

上尾市自動販売機設置事業者公募要項

1 公募の概要

上尾市の公共施設内における自動販売機の設置・運営を目的とする市有財産の貸付の相手方（設置事業者）を公募（貸付料提案方式）により募集します。

公募に参加される方は、この公募要項及び自動販売機設置場所貸付に係る仕様書（以下「仕様書」という。）をよく読み、各記載事項を承知の上ご参加ください。

2 自動販売機の種類

清涼飲料水（酒類を除く。以下同じ。）を販売する自動販売機とします。

3 公募物件

物件番号	設置施設名	所在地	設置箇所	貸付面積	台数
1	北上尾駅東口	上尾市原新町 2 0	1 階 トイレ脇	1.5㎡	1

※貸付面積については設置する自動販売機及び回収ボックスにより変わりますが、おおむね設置可能面積を表示しています。詳細については、別添の仕様書を参照してください。

4 最低納入率

売上額に係る割合は、25パーセント以上としてください。

25パーセント未満の提案は、無効となります。

5 貸付料

自動販売機の売上の何パーセントとするかをご提案いただき、当該割合に売上額を乗じて得た額をもって貸付料（年額）とし、別途発行する納入通知書により年度ごとに指定期日までに納入してください。

また、既に納付した貸付料は返還しません。

なお、上記により算出された貸付料は、1円未満を切り捨てるものとします。

6 販売価格

定価（標準小売価格）での販売とします。

7 応募資格

- （1）公共施設に自動販売機を設置することについて理解と意欲を有すること。
- （2）清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- （3）地方税の滞納がないこと。
- （4）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- （5）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

8 契約上の条件等

（1）貸付契約の締結

売上額に対して最も高い割合を提示した者と、令和8年9月30日までに別添の「公有財産賃貸借契約書」、「自動販売機等の電気料及びその支払いに関する協定書」により契約を締結するものとします。

なお、この契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付契約（賃貸借契約）です。

（2）貸付期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日までとし、更新はできないものとします。

（3）必要経費等

ア 必要経費等

自動販売機の維持管理に必要とする経費は、設置事業者の負担とします。

また、当該自動販売機ごとに電気使用量を計測するメーターを設置していただき、本市が別途発行する納入通知書により指定期日までに納入してください。

なお、メーターの設置及び維持管理に要する費用は、設置事業者の負担とします。

イ 違約金

納入通知書により指定期日までに納入しないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年3.3パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として加算して支払わなければなりません。

(4) 売上額等の報告

四半期終了翌月の20日までに売上額の報告書を提出していただきます。

(5) 禁止事項

ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供すること。

イ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。

ウ 本賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利の目的とすること。

エ 酒類の販売を行うこと。

9 提出書類

(1) 応募申込書（様式1）

(2) 貸付料提案書（様式2）

※提案書は、定型封筒（長型3号）に入れ、のり付け封入し、封筒の記載は記載例を参照し、記入してください。

なお、記入漏れ等の不備がある場合は、貸付料提案書の比較に参加できません。

(3) 業務実績書（様式3）

※自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績や官公署における直近3年間の自動販売機設置の実績が分かる資料

(4) 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し、個人にあっては市町村が発行する身分証明書※発行後3か月以内のもの

(5) 地方税の納税証明書

ア 市内：市税に未納がないことの証明

イ 市外：埼玉県税の滞納額がないことの証明

(6) 7-(4)に係る許認可等の免許書の写し

(7) 設置を予定する自動販売機のカatalog（機能等が分かるもの）

(8) 販売品目等一覧表（様式4）

※各証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出してください。

(9) 立会申請書（様式5）

※貸付料提案書の開封に立会いを希望する場合に提出。立会いを希望しない場合は、提出不要。

10 公募要項の配布

(1) 配布期間 令和8年8月1日（土）から令和8年8月31日（月）まで

(2) 配布場所 上尾市施設課ホームページ

(<https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s58000/>)

11 質問事項の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間 令和8年8月 3日（月）午前9時から

令和8年8月 7日（金）午後5時までとします。

(2) 受付方法 公募要項の内容等に関する質問事項を記入の上、電子メール又はFAXで提出してください。

[メールアドレス] s58000@city.ageo.lg.jp

[FAX] 048-775-9819

※送信完了後は、必ず、施設課まで電話でご連絡下さい。

- (3) 回答方法 回答は、原則として令和8年8月14日（金）までに上尾市施設課ホームページ（<https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s58000/>）において、公表しますので確認してください。（質問者名は表示しません。）
※公募要項の内容等に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、上記以外の方法（電話、口頭等）による回答は一切行いません。

1 2 申込方法

9 提出書類を直接提出先へ持参して申し込むこと。（郵送による受付は行いません。）

- (1) 申込受付期間 令和8年8月14日（金）から令和8年9月1日（火）まで
午前9時30分から正午まで、午後1時00分から午後5時00分まで
- (2) 提出先 上尾市【施設課】（上尾市役所4階窓口）
住 所 上尾市本町三丁目1番1号
電 話 048-775-5115（直通）

1 3 借受者の決定方法

応募資格を満たし、必要書類が適正に提出された者の中から、前述の最低納入率で示した率（25パーセント）以上で最も高い割合を提示した者に決定します。2者以上が同率を提示した場合は、「くじ」により決定します。なお、応募者が貸付料提案書の開封の場にはいない場合は、当該公募事務に関係のない本市職員がくじを引き、借受者を決定します。この場合、異議を申し立てることはできません。

1 4 貸付料提案書の開封（借受者の決定）

- (1) 日 時 令和8年9月11日（金） 午前10時
- (2) 場 所 上尾市役所6階602会議室（上尾市本町三丁目1番1号）
- ※ 申込時に立会申請書を提出した応募者で、立会いに代理人が出席する場合は委任状（様式6）を提出すること。

1 5 貸付料提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する貸付料提案書は無効とします。

- (1) 参加資格のない者が提出した貸付料提案書
- (2) 同一人が提出した2以上の貸付料提案書
- (3) 明らかに不正行為によって提出されたと認められる貸付料提案書
- (4) 提案割合の訂正された貸付料提案書及び記名押印のない貸付料提案書
- (5) 割合その他記載事項が明らかでない貸付料提案書及び必要事項を記載しない貸付料提案書
- (6) 所定の記載事項以外の事項が記載された貸付料提案書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した貸付料提案書

1 6 貸付契約の解除及び変更

本市が貸付物件を、公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は貸付の条件に違反する行為があると認めるときは、貸付契約の全部又は一部を解除、又は変更することがあります。

1 7 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は貸付契約が解除されたときは、速やかに原状回復していただきます。

なお、設置事業者は原状回復にかかった費用及び補償を本市に請求することはできません。

1 8 その他

- (1) 提出書類については、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 応募者が提出書類に虚偽の記載をし、その内容が選定に重大な影響を及ぼす場合、応募

を無効とすることがあります。

(3) 提出書類等は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

(4) 本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。

(5) 応募者は、応募書類の提出をもって本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

(6) 提出した関係書類はすべて行政文書となることから、上尾市情報公開条例及び上尾市情報公開条例施行規則に基づいた取扱いとします。

● 応募から契約等までの手続

① 応募資格の確認

7 応募資格により確認してください。



② 質問事項の受付

令和8年8月3日（月）午前9時から令和8年8月7日（金）午後5時まで



③ 提出書類

1 2 申込方法及び提出書類一覧により、申込受付期間・提出書類等を確認してください。

【申込受付期間】令和8年8月14日（金）から令和8年9月1日（火）まで



④ 貸付料提案書の比較

【比較日時】令和8年9月11日（金）

提出された貸付料提案書により、一番高い提案割合を提示した事業者を決定します。



⑤ 設置の協議

設置することが決定した事業者は、設置場所の施設管理者と設置する自動販売機等について協議・調整していただきます。



⑥ 契約、売上の報告、貸付料の支払い

令和8年9月30日（月）までに本市と設置事業者は、公有財産賃貸借契約書、自動販売機等の電気料及びその支払に関する協定書を取り交わし令和8年10月1日以降に自動販売機を設置していただきます。

（4～6月分） 売上報告： 7月20日まで 貸付料支払： 8月10日まで

（7～9月分） 売上報告： 10月20日まで 貸付料支払： 11月10日まで

（10～12月分） 売上報告： 1月20日まで 貸付料支払： 2月10日まで

（1～3月分） 売上報告： 4月20日まで 貸付料支払： 5月10日まで

提出書類一覧

1 令和8年8月14日（金）～9月1日（火）までに提出するもの

	提出書類	法人	個人	備考
1	応募申込書（様式1）	○	○	
2	貸付料提案書（様式2）	○	○	
3	業務実績書（様式3）	○	○	
4	法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し	○		
5	市町村が発行する身分証明書		○	
6	地方税の納税証明書	○	○	
7	7－(4)に係る許認可等の免許書の写し	○	○	
8	設置を予定する自動販売機のカタログ （機能等が分かるもの）	○	○	
9	販売品目等一覧表（様式4）	○	○	
10	立会申請書（様式5）	○	○	貸付料提案書の 開封に立会いを 希望する場合の み提出

2 令和8年9月11日（金）に提出するもの

	提出書類	法人	個人	
1	委任状（様式6）	○	○	申込時に立会 申請書を提出 した応募書 で、立会いに 代理人が出席 する場合のみ 提出

3 応募を辞退する場合

	提出書類	法人	個人	
1	公募応募辞退届（様式7）	○	○	

封筒作成例

表

提 案 書	
物件番号：	1
場 所：	上尾市原新町20
上尾市長 宛	
令和●年●月●日	
●●●●●会社 上尾市●●町●丁目● 番●号 Tel 048-000-0000 FAX 048-999-9999	

(定型郵便物用(長型3号)の封筒を使用してください。封筒の向きはどちらでも構いません。)

裏

印	印	印
代表者印を押印してください。		